

令和3年（ワ）第378号 損害賠償請求事件（第1事件）

原告 外

被告 S社 外

令和4年（ワ）第354号 損害賠償請求事件（第2事件）

原告 外

被告 静岡県 外1名

準備書面（7）

令和6年10月31日

第1事件原告、第2事件原告、第1事件原告、第2事件原告、第2事件原告、第2事件原告、第2事件原告、第1事件・第2事件原告、第1事件・第2事件原告、第2事件原告、第1事件・第2事件原告

訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

訴訟複代理人弁護士 永田 駿

第1 被告 Z 社の責任

1 伊豆山への太陽光発電所の設置計画

被告 M（以下「被告 M」という。）においては、従前から、被告 M において取得した熱海市伊豆山の土地上で、被告 M の関係会社において、赤井谷や北東側開発地（C 工区・D 工区・E 工区）ないしその周辺において、太陽光発電設備を設置し、大規模に発電事業を営むことを計画していたようである。

甲イ E 1 は、資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づき事業計画認定（以前は「設備認定」）を受けている太陽光発電設備のリスト（※認定を受けているもののリストであり、まだ設置・稼働されていない者も含まれる）から、熱海市伊豆山を設備の設置対象地とするものを抽出したものである。これを見ると、伊豆山嶽ヶ 1 1 7 2－1 ほかの土地を対象として、被告 M の親族が代表者を務める中央ビル株式会社（甲イ E 2））が多くの認定を受けているが（ピンク色のマーカー部分）、その土地は、E 工区ないし D 工区の北側に位置するものである。また、伊豆山嶽ヶ 1 1 7 2－2 7 ほかの土地を対象として、被告 Y 社が認定を受けているが（黄色のマーカー部分）、これらの土地は D 工区の土地である。一方、熱海市伊豆山宝司ヶ嶽 1 0 7 5 番 1 及び熱海市伊豆山赤井谷 1 0 7 6 番 3 の土地（以下「赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地」という。）を対象とするものは、被告 M の名義となっているが（緑色のマーカー部分）、これらは、既に赤井谷の西側の尾根付近に設置された太陽光発電施設（以下、「本件太陽光発電施設」という。）に係るものである（甲イ E 1）。

2 伊豆山赤井谷 1 0 7 6 番 3 と本件太陽光発電施設

本件太陽光発電施設にアクセスするための通路は赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地の一部を構成しており、2 0 1 7 年頃に被告 M によって本件太陽光発電施設工事のために当該通路の形質変更がなされていることからすれば、本件太陽光発電施設工事が本件発災に影響を与えた可能性も考えられる。

なお、今回主張するのは、本件太陽光発電事業に伴う被告 Z 社（以下、「被告 Z 社」という。）の赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地の占有である。

被告 Z 社は、盛土が崩落した赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地について本件発災時に占有がなかったことを理由に自らの責任を否定しているが、以下の通り、赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地の一部については被告 Z 社が本件発災時に占有していたものと考えられる。

3 被告 Z 社の占有

被告 M と被告 Z 社は、平成 2 8 年（2 0 1 6 年）4 月 1 日に熱海市伊豆山宝司ヶ嶽 1 0 7 5 番 1 の一部、伊豆山赤井谷 1 0 7 6 番 3 の一部について賃貸借契約を取り交わしている（甲イ E 3）。契約面積は、9 9 8 3 m²（3 0 2 0 坪）であり、契約目的は、太陽光パネルの設置であり、賃貸借契約期間は、平成 2 8 年（2 0 1 6 年）4 月 1 日から平成 4 8 年（2 0 3 6 年）4 月 1 日までの 2 0 年間である。したがって、被告 Z 社は、少なくとも 1 0 7 6 番 3 土地の一部について、平成 2 8 年以降、賃借人としてこれを占有していた。

この賃貸借契約は、被告 Z 社が、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の適用を受けて、太陽光発電事業を営むために締結されているものと考えられる。これに関連して、被告 Z 社は、熱海市伊豆山宝司ヶ嶽 1 0 7 5 番 1 の土地の一部と赤井谷 1 0 7 6 番 3 土地の一部を発電設備の所在地として、そこに設置する太陽光発電設備につき、再エネ特措法に基づく設備認定（※現在は事業計画認定）を受けていることが確認でき（甲イ E 4）、実際にも太陽光発電設備が設置され発電が行われていた。

しかし、本件発災直後である 2 0 2 1 年 7 月 1 5 日付で、被告 Z 社から被告 M に対して、熱海市伊豆山宝司ヶ嶽 1 0 7 5 番 1、伊豆山赤井谷 1 0 7 6 番 3 における太陽光発電事業における設備 ID について、事業譲渡証明書が作成されており、これが関東経済産業局に提出されている（甲イ E 4）。

ところが、その事業譲渡証明書を確認すると、譲渡日は手書きで 2 0 1 7 年 1

1月28日と記載されている。しかし、そもそもこの事業譲渡証明書が、事業譲渡がなされたとされる日の約3年7カ月も後で、かつ、本件発災直後の2021年7月15日に作成された経緯は不明であり、真に2017年11月28日に事業譲渡がなされていたかは明らかでない。むしろ、この事業譲渡証明書だけを見ると、赤井谷1076番3土地に含まれる箇所を発災地として本件土石流が発生し、これがメディアによって広く報じられることになったことを受け、同土地を占有していたのが被告Z社であったという外観を排除する目的で、本件発災直後に急遽、事業譲渡を本件発災日の4年も前に行ったように仮装した可能性が高い。したがって、本件土石流の発災時点においても、依然、被告Z社は赤井谷1076番3土地の一部を賃借していた。

以上のとおり、本件土石流の発災時点である2021年7月3日の時点において、被告Z社は赤井谷1076番3土地の一部について占有を継続していたものである。賃貸借契約書上は賃借範囲が具体的に明らかにされていないが、前記の通り、賃借の目的であると考えられる太陽光発電所（太陽光発電設備）へアクセスするための通路は本件土石流の発災地（盛土部分）を経由するものであること（及び、実際にも太陽光発電所の建設工事のためその通路部分の整地その他の施工がなされていたこと）を踏まえると、被告Z社による賃借範囲（占有範囲）は、盛土部分の全部又は一部にも及んでいた可能性がある。そうすると、被告Z社にも、本件の盛土部分を含む土地について、その管理不足に基づく民法709条の不法行為責任が認められるべきである。

また、仮に民法709条の不法行為責任が認められない場合であっても、被告Z社は、本件の発災時点において、赤井谷1076番3土地の一部を賃借していたのであり、被告Z社の占有が、盛土がなされていた範囲に及んでいたのであれば、本件発災について、民法717条の土地工作物責任を負うというべきである。

以上